

税 務

当局が想定する調査手続不適切事例とは

事前通知、更正等非該当通知に係る対応を検討

要 約

- 改正国税通則法の施行により新税務調査手続が実施されるなか、軽微な誤りも散見される模様。
- 課税当局、事前通知や更正非該当通知、調査結果の内容の説明等に係る調査手続不適切事例を想定。
- 納税義務者・顧問税理士への事前通知の順番や税務署内調査における更正等非該当通知の要否等を確認。

課税当局が、税務調査手続の不適切事例として確認しているのは、事前通知、物件の留め置き、更正等非該当通知、調査結果の内容の説明等に関する事例だ。

たとえば、事前通知に係る事例は、納税義務者に連絡をとることが困難なため税理士に納税義務者への事前通知を任せたとするもの。このケースの留意点として、当局では、実地調査を行う旨の連絡は必ず担当者が納税義務者に行い、相当の努力をした上でも納税義務者と連絡が取れない場合は無予告調査の実施も視野に入れて対応を検討するとしている。

なお、平成26年度税制改正では、納税者本人の同意がある場合として税務代理権限証書にその旨の記載がある場合、納税者への通知に代えて、税務代理人への通知ができることとされる予定だ（平成26年7月

1日以後に行う事前通知から適用）。

別の事前通知に係る事例としては、納税義務者に電話で調査を行う旨を伝えた直後に税理士から最初に当該税理士に電話がなかったとの苦情を受け、調査を見送ったケースが取り上げられている。この事例について、当局では、事前通知の順番は法定化されておらず、税理士の主張は妥当ではないと指摘。苦情を受けて調査を取りやめた場合、非合理的な苦情を受け入れて調査を中止したことになり、税理士の他の関与先の調査で同様の申し立てが行われるおそれがあるとしている。また、納税義務者に先に連絡した場合に税理士から上記と同様の申し立てがなされた場合には、納税義務者と税理士の現時点における関与の状況を確認するために、納税義務者に先に連絡した旨を説明するとしている。

そのほか、更正等非該当通知に係る事例では、税務署内で調査を行い、更正等非該当通知を送付した事例が取り上げられている。このケースの留意点として、①更正非該当通知は実地調査の結果更正決定等をすべきと認められない場合に通知するものであり、署内調査の場合は不要、②更正等非該当通知を交付しない場合、後年に同事業年度を調査する際、法令の規定上、再調査の適否判定における先行調査とはならないことを確認している。